

療養介護について

療養介護について

【療養介護の状況】

療養介護は、著しく重度の障害者に対し、適切な医療及び常時の介護を提供するものであり、対象者は重症心身障害児施設に入所している重症心身障害者や筋ジストロフィー患者等を想定していたが、児童福祉法の経過措置（福祉を損なうおそれがある場合は、18歳以上でも当分の間、入所が可能）の規定があることから、重症心身障害者の移行が進まず、事業所数等は横ばいの状況。平成24年4月については、経過措置の見直しにより、重症心身障害者の移行が見込まれる。

＜利用者等の状況＞

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者	2, 025人	2, 070人	2, 117人
事業所数	33事業所	35事業所	36事業所
費用額	5. 1億円(0. 7%)	5. 3億円(0. 6%)	5. 5億円(0. 6%)

※1 各年度の平均を計上。(費用額の括弧書きの割合は、障害福祉サービス全体の総費用額に対する療養介護の総費用額の占める割合)

※2 出典：平成20年度～平成22年度国保連データ

【利用者の障害程度区分の状況】

療養介護の対象者は、

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
 - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者
- としているため、障害程度区分5, 6が97. 9%を占める。

※ 障害程度区分4以下の者は、平成18年9月30日に重症心身障害児施設等に入所した者のうち、継続して平成18年10月1日以降に療養介護事業所を利用する経過措置利用者

＜障害程度区分＞

障害程度区分	総数	非該当	障害程度 区分1	障害程度 区分2	障害程度 区分3	障害程度 区分4	障害程度 区分5	障害程度 区分6
受給者数	2, 108人	2人	0人	8人	16人	19人	365人	1, 698人
割 合	100%	0. 1%	0%	0. 4%	0. 7%	0. 9%	17. 3%	80. 6%

※出典:平成23年7月国保連データ

【療養介護の報酬】

1 基本報酬 ※制度当初からの報酬単価

区分	報酬単価				サービス提供職員配置基準(常勤換算)	平均障害程度	
	定員40人以下	定員41人以上 60人以下	定員61人以上 80人以下	定員81人以上			
サービス費 (Ⅰ)	904単位 (+30)	885単位 (+11)	868単位 (▲6)	857単位 (▲17)	2:1以上	平均障害程度が5.0以上	平均障害程度が5.0以上かつ区分6の者が50%以上
サービス費 (Ⅱ)	659単位 (▲215)	629単位 (▲245)	604単位 (▲270)	591単位 (▲283)	3:1以上		
サービス費 (Ⅲ)	521単位 (▲353)	495単位 (▲379)	484単位 (▲390)	476単位 (▲398)	4:1以上		
サービス費 (Ⅳ)	417単位 (▲457)	385単位 (▲489)	371単位 (▲503)	362単位 (▲512)	6:1以上		人員配置の経過措置として設定
サービス費 (Ⅴ)	417単位 (▲457)	385単位 (▲489)	371単位 (▲503)	362単位 (▲512)	6:1以上	経過措置利用者(区分5未満の者)	

※ ()書きの単位数については、現行の重症心身障害児施設の単位(874単位)と比較した単位数

【重症心身障害児施設の定員区分別施設数】

	定員区分				合計
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
重症心身障害児施設	13施設 (10. 6%)	39施設 (32%)	15施設 (12. 3%)	55施設 (45. 1%)	122施設
指定医療機関等 (国立精神・神経医療研究センター含む)	3施設 (4. 0%)	7施設 (9. 5%)	25施設 (33. 8%)	39施設 (52. 7%)	74施設
合計	16施設 (8. 2%)	46施設 (23. 5%)	40施設 (20. 4%)	94施設 (48. 0%)	196施設

※1 施設数については、平成23年4月1日現在
※2 色つきの定員区分については、重症心身障害児施設から療養介護事業所に移行した際に単位数が下がる定員区分

2 加算の状況

(1) 地域移行支援加算(制度当初から措置)

- 要件
以下の場合に、各1回のみ500単位加算
 - ・ 1月以上の入院が見込まれる利用者について、退院に先立って退院後の生活に関する相談援助および連絡調整を行った場合
 - ・ 上記利用者の退院後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合
- 算定状況
 - ・ 実績なし

(2) 福祉専門職員等配置加算(平成21年度創設)

- 要件
良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算。
 - ① 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
1日につき7単位
 - ② 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所
1日につき4単位
- 算定状況
 - ①について、

・ 費用額	約2.7百万円	・ 利用者数	1,265人	・ 事業所数	24事業所
-------	---------	--------	--------	--------	-------
 - ②について、

・ 費用額	約0.9百万円	・ 利用者数	762人	・ 事業所数	11事業所
-------	---------	--------	------	--------	-------

※出典:平成23年7月国保連データ

参考資料

療養介護の概要(報酬等)

○対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者

○サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1～2:1以上

○報酬単価

■ 基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定

定員40人以下の場合 521単位(4:1)～ 904単位(2:1)

※ 経過措置利用者等については6:1を設定

※ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

■ 主な加算

地域移行加算(500単位)

→利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合

退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合

それぞれ、入院中1回・退院後1回を限度に算定

○事業所数 36(国保連平成23年7月実績)

○利用者数 2,108(国保連平成23年7月実績)

重症心身障害児施設の概要(報酬等)

○ 施設の概要

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、適切な治療及び日常生活の指導を行う施設。

※ 児童福祉施設であり、医療法上の病院でもある。

○ 報酬単価

■ 基本報酬

874単位

※ 病院でもあるため、この他、診療報酬が算定される。

※ 1施設当たりの平均収入(1,095,712千円)のうち、

- ・給付費収入(284,190千円)が占める割合 23.9%
- ・医療機関としての入院・外来収入(581,975千円)が占める割合 53.1%
- ・その他収入(補助事業等)(229,547千円)が占める割合 20.9%

(出典)経営実態調査 客対数31

○ 施設数 124か所 (平成22年4月実績)

○ 利用者数 11,392人 (平成22年4月実績)

障害児施設と障害者支援施設等の比較(医療型)

	現行の障害児入所施設	現行の療養介護
職種	重症心身障害児施設	療養介護事業所
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数	・医師 健康保険法に規定する厚労大臣が定める基準以上 ・看護職員 2:1
直接処遇職員	○児童指導員及び保育士 ・各1人以上	○生活支援員 ・4:1以上(1人以上は常勤)
理学療法士又は作業療法士	1人以上	-
心理指導担当職員	1人以上	-
サービス管理責任者	-	・サービス管理責任者 利用者60人以下:1人以上
報酬	874単位	定員30人以下の場合 ・サービス費(Ⅰ)(2:1以上):904単位 ・サービス費(Ⅱ)(3:1以上):659単位 ・サービス費(Ⅲ)(4:1以上):521単位 ・サービス費(Ⅳ)(6:1以上):417 ・サービス費(Ⅴ)(6:1以上):417単位(※) ※ 経過措置利用者(区分5未満の者)

18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、都道府県等と連携し十分に協議を重ね目標とする施設の在り方と利用者の支援方法等を決定する。

18歳以上の障害者を支援するため、施行日に障害福祉サービスの指定を受けるが、施行後直ちに基準を満たすことが困難な場合があることから、事業者指定の有効期間をその期限として、指定に当たっての基準適用に関する経過措置を設ける。

【目標】

【考え方・留意点】

【障害福祉サービス基準適用の経過措置(案)】

障害児施設
として維持

- 障害児のみを対象
- 18歳以上の入所者は、地域生活へ移行するための支援を受ける。
- 地域生活移行等までの計画を作成
 - ① グループホーム、ケアホームなどを利用
 - ② 地域の障害者施設へ移行

◆ 施行後直ちに全ての入所者を地域生活へ移行させることは困難なため、事業者指定の有効期間までに地域生活移行を計画的に実施。

(※)この間は、障害福祉サービスの基準を満たさなくても、指定を受けることができるようにする。
(※)地域生活移行計画は、各施設が定め都道府県等に届出させる方向で検討。

障害者施設
に転換

- 障害者のみを対象
(障害児の入所枠は廃止)
- 障害者は障害者サービスの提供を受ける。

◆ 施行後直ちに、障害福祉サービスの体制・内容を満たすことが困難な場合があることから、事業者指定の有効期間までの「基準適用の経過措置」を設定。

(※)この間、障害者の基準適用を一定期間猶予する。
(※)サービス提供体制を確保するための計画を作成し、都道府県等に届出させる方向で検討。

障害者施設
と
障害児施設
の併設

- 施設の併設(障害児及び障害者を対象)
- 障害者は障害者サービスの提供を受ける。

◆ 施行後直ちに、①者施設の体制・内容を満たすことができない場合、②児者を明確に区分することができない場合、事業者指定の有効期間までの「基準適用の経過措置」を設定。

(※)この間、障害者の基準適用を一定期間猶予する。
(※)サービス提供体制を確保するための計画を作成し、都道府県等に届出させる方向で検討。

都道府県

障害児入所施設

市町村

〔都道府県・市町村と協議して決定〕

施設の在り方・支援方法等

【重症心身障害児施設の定員規模別の収支状況】

		全体		40人以下		41人以上60人以下		61人以上80人以下		81人以上	
Ⅰ 事業活動収入	(1) 自立支援給付費等・措置費・運営費収入	284,190	25.9%	113,525	18.3%	149,472	27.1%	250,521	22.1%	441,543	27.4%
	(2) 利用料収入	8,717	0.8%	2,722	0.4%	5,533	1.0%	8,691	0.8%	12,150	0.8%
	(3) 補助事業等収入	31,888	2.9%	140,596	22.6%	41,048	7.4%	23,472	2.1%	19,341	1.2%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	11,802	1.1%	0	0.0%	6,284	1.1%	8,601	0.8%	19,711	1.2%
	(5) その他	766,815	70.0%	364,258	58.6%	354,475	64.2%	846,690	74.8%	1,131,746	70.2%
Ⅱ 事業活動支出	(1) 給与費	729,392	66.6%	303,459	48.9%	387,787	70.2%	712,954	63.0%	1,087,613	67.5%
	(2) 減価償却費	42,080	3.8%	0	0.0%	13,928	2.5%	56,099	5.0%	63,216	3.9%
	(3) 委託費	33,774	3.1%	21,104	3.4%	18,271	3.3%	13,830	1.2%	60,676	3.8%
	(4) その他	200,700	18.3%	84,758	13.6%	84,064	15.2%	253,162	22.4%	286,675	17.8%
Ⅲ 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	617	0.1%	0	0.0%	629	0.1%	1,376	0.1%	214	0.0%
	(2) 本部からの繰入金収入	3,486	0.3%	0	0.0%	1,406	0.3%	727	0.1%	7,293	0.5%
Ⅳ 事業活動外支出	(1) 借入金利息	1,781	0.2%	258	0.0%	734	0.1%	1,470	0.1%	3,049	0.2%
	(2) 本部への繰入金支出	13,008	1.2%	0	0.0%	7,019	1.3%	10,325	0.9%	21,147	1.3%
収 入(①＝Ⅰ(1)＋Ⅰ(2)＋Ⅰ(3)＋Ⅰ(5)＋Ⅲ)		1,095,712	100.0%	621,101	100.0%	552,563	100.0%	1,131,477	100.0%	1,612,287	100.0%
支 出(②＝Ⅱ－Ⅰ(4)＋Ⅳ)		1,008,933	92.1%	409,580	65.9%	505,520	91.5%	1,039,239	91.8%	1,502,664	93.2%
収支差(③＝①－②)		86,779	7.9%	211,521	34.1%	47,043	8.5%	92,237	8.2%	109,623	6.8%
客体数		31		1		11		7		12	